

## 松本市基幹博物館施設構想策定委員会の公開・非公開について（案）

- 1 本委員会は、市の「松本市附属機関等の設置等に関する要綱」（平成13年3月30日制定）に基づき、原則として公開する。
- 2 希望者に傍聴を認め、会議結果をホームページ上で公表する。
- 3 当該会議を公開することにより公正かつ円滑な審議に支障が生ずると認められる場合は、委員長等がその会議に諮って、会議の全部又は一部を非公開とする。

（参考） 松本市附属機関等の設置等に関する要綱（抄）

（附属機関等の会議の公開）

- 第5条 法令、条例等に定めがある場合を除き、附属機関等の会議（以下「会議」という。）は原則として傍聴を認めることにより公開する。
- 2 前項の規定に係わらず、附属機関等の長は、当該会議を公開することにより公正かつ円滑な審議に支障が生ずると認められる場合、非公開とする事由を明示の上、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
  - 3 会議の開催計画は、広報、市ホームページ又は掲示等により広く市民周知を図ることとし、附属機関等を所管する課長は事前に広報国際課へ必要事項を報告するものとする。
  - 4 会議を傍聴できる人数は、あらかじめ定めておくこととし、傍聴希望者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。
  - 5 傍聴者には、会議資料（松本市情報公開条例（平成13年条例第72号）第8条に規定する非公開情報に係る資料を除く。以下同じ。）を配布するものとする。ただし、参考資料については、この限りでない。
  - 6 前項の規定にかかわらず、会議資料が膨大となる場合は、概要版の配布をもって代えることができる。
  - 7 会議の開催結果については、市民が会議の進行内容を共有できるようその概要を記録した会議録を速やかに作成の上、必要に応じて第3項の例により公表に努めるものとする。